条件付解約に関する契約条項

第1条<条件付解約に関する契約条項の適用>

この契約条項は、条件付解約を行う場合に、新契約の保険契約者の申出により、既契約の保険契約者の同意および会社の承諾を得て適用します。

第2条<用語の意義>

この契約条項で使用している用語の意義は下記のとおりです。

(1) 条件付解約

「条件付解約」とは新たな保険契約を締結することにより、すでに成立している保険契約を解約することをいいます。この場合、新たな保険契約の被保険者は、すでに成立している保険契約の被保険者と同一であることを要します。

(2) 既契約

「既契約」とは、条件付解約により解約することとなる保険契約をいいます。(付加された特約がある場合はその特約を含みます。)

(3) 新契約

「新契約」とは、条件付解約により新たに締結される保険契約をいい ます。(付加された特約がある場合はその特約を含みます。)

(4) 既契約約款

既契約の普通保険約款のことをいいます。(付加された特約がある場合はその特約の特約条項を含みます。)

(5) 新契約約款

新契約の普通保険約款のことをいいます。(付加された特約がある場合はその特約の特約条項を含みます。)

(6) 条件付解約の成立日

「条件付解約の成立日」とは、新契約の責任開始日の前日と、会社が 新契約の保険証券を発行し、かつ第1回保険料を充当した日の翌営 業日のいずれか遅い日をいいます。

(7) がん

「がん」とは、新契約約款に定める「がん」をいいます。付加された 特約がある場合は、その特約の特約条項に定める「がん」を含みます。

第3条<既契約の解約の効力>

- 1 既契約の解約は、新契約の申込を会社が承諾した場合に、新契約の 責任開始日の前日(以下、「解約効力発生日」といいます。)の終了をも ってその効力が生じるものとします。
- 2 前項にかかわらず、新契約が成立しなかった場合(クーリング・オフにより申込の撤回または解除した場合を含みます。)には、条件付解約の申出はなかったものとし、既契約の解約の効力は生じないこととします。
- 3 既契約に解約払戻金等(既契約約款に未経過期間に対応した保険料相当額(以下、「未経過保険料相当額」といいます。)の取扱いに関する規定がある場合は、その未経過保険料相当額を含みます。また、既契約

が消滅したときに支払う祝金、支援金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。)があるときは、既契約約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 既契約の解約払戻金等の計算は、既契約の解約効力発生日を基準とし、既契約が鯨に定める方法により行うものとします。
- (2) 既契約の解約払戻金等は、条件付解約の成立日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。
- 4 第1項の規定は、既契約の解約の効力が生じる前に、既契約について消滅の原因となるその他の事由が生じた場合、その効力を妨げないものとします。

第4条<既契約の復旧>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当した日からその日を含めて3年以内に 新契約の保険契約者から申出があり、かつ、既契約の保険契約者の同 意を得た場合で、当社が承諾したときは、条件付解約の申出はなかっ たものとし、既契約を復旧することができるものとします。
 - (1) 既契約の責任開始期以後、かつ、新契約の責任開始期より前(新契約の責任開始期の属する日の前日以前に既契約の保険期間が満了する場合は、既契約の保険期間が満了する日以前とします。ただし、既契約約款の規定により、既契約が更新または継続される場合を除きます。以下、本条において同じ。)に原因が生じていたために、新契約の給付金等(給付の名称を問いません。以下同じ。)が支払われないとき、または、新契約の保険料の払込が除除されないとき
 - (2) がんの診断確定を支払事由に定めている特約を付加した場合で、 がんの責任開始日の前日以前に被保険者ががんと診断確定されたこ とにより、新契約の特約が無効となる場合で、既契約の特約は無効と はならないとき
 - (3) 被保険者が新契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、新契約の死亡保険金等が支払われない場合で、その自殺が既契約の自殺免責期間(被保険者が自殺した場合で、既契約約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金等が支払われない期間をいいます。) 経過後であるとき
 - (4) 特別条件特則の適用により、新契約の給付金等が支払われないと き、または、新契約の保険料の払込が免除されないとき
- 2 前項にもとづき既契約を復旧する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 新契約(保険契約が更新または継続された場合(複数回更新または 継続された場合を含みます。)はその更新または継続後の保険契約を 含みます。)についてすでに払い込まれた保険料(以下「新契約の既 払込保険料」といいます。)を新契約の保険契約者に払い戻します。
 - (2) 既契約(保険契約が更新または継続された場合(複数回更新または 継続された場合を含みます。)はその更新または継続後の保険契約を 含みます。)について払込期月が到来している保険料のうち、会社に 対する払込がなされていない保険料(既契約の解約の際に解約払戻 金等が支払われた場合は、その解約払戻金等を含み、未経過保険料相 当額が払い戻された場合は、その未経過保険料相当額を含みます。以

下「既契約の未払込保険料等」といいます。)を、既契約の保険契約 者は、会社の定める期限までに会社の定める方法により払い込むこ とを要します。

- (3) 復旧する既契約の保険契約者および給付金等の受取人(指定代理 請求人が指定されていた場合は、その指定代理請求人を含みます。以 下同じ。)は、既契約の保険契約者および給付金等の受取人と同一と します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、 既契約は、 解約効力発生日に消滅したものとみなします。
 - (1) 既契約の保険契約者が前項第2号の規定により払い込むべき金額を会社が定める期限までに会社の定める方法により会社に払い込まなかったとき
 - (2) 新契約約款の重大事由による解除に関する規定により、新契約に ついて解除の原因となる事由が生じていたとき
- 4 第1項に規定するほか、無効または取消の原因となる事由の如何にかかわらず、新契約が無効となる場合または新契約の締結が取り消される場合は、前3項の規定を準用します。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この契約条項の他の規定にかかわらず、既契約は、解約効力発生日に消滅したものとみなします。
 - (1) 新契約約款の不法取得目的による無効に関する規定により、新契 約が無効となるとき
 - (2) 新契約約款の詐欺による取消に関する規定により、新契約が取り 消されるとき

第5条<この契約条項の解約>

保険契約者は、この契約条項のみの解約はできません。

第6条<この契約条項の適用の終了>

- 1 新契約が解約その他の事由によって消滅した場合、この契約条項の 適用を終了します。
- 2 前項の規定にかかわらず、新契約が無効となったことまたは新契約の締結が取り消されたことにより、既契約の解約の効力が生じないこととなる場合(既契約が無効となった場合または既契約の締結が取り消された場合を除きます。)には、この契約条項は、その効力を失わないものとします。
- 3 前項の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときに、この契約条項の適用を終了します。
 - (1) 第4条<既契約の復旧>第1項の規定が適用される場合(同条第 4項本文の規定により、同条第1項の規定が準用される場合を含み、 同条第3項第1号および第2号のいずれかに該当する場合を除きま す。)は、同条第2項第1号および第2号の規定により、新契約の既 払込保険料が新契約の保険契約者に払い戻され、既契約の未払込保 除料等が研契約の保険契約者かられい込まれたとき
 - (2) 第4条第3項または第4項ただし書きの規定が適用される場合 (同条第4項本文の規定により、同条第3項の規定が準用される場合を含みます。)は、その規定により、既契約が消滅することとなったとき

第7条<新契約約款の準用>

この契約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されない ものを除き、新契約終款の規定を準用します。

第8条<主契約に電子証券に関する特約が付加された場合の特則>

主契約に電子証券に関する特約が付加された場合には、第2条<用 語の意義>第1項第6号中、「保険証券」とあるのを「電子証券」と読 み替えます。

2022年8月作成

